

産業構造審議会産業技術環境分科会資源循環経済小委員会  
容器包装リサイクルワーキンググループ（第1回）

議事録

- 日時：令和5年9月26日（火曜日）14時30分～15時30分
- 場所：オンライン開催

■ 議題

1. 座長互選
2. 容器包装リサイクル法の義務量算定に係る量、比率等について

■ 議事録

開会

○田中課長 それでは、少し定刻を過ぎてしまいましたが、只今より産業構造審議会産業技術環境分科会資源循環経済小委員会容器包装リサイクルワーキンググループを開催いたします。本日、司会を務めます経済産業省資源循環経済課課長の田中と申します。どうぞよろしくをお願いします。

議員の皆様におかれましてはご多忙のところ、本日ご出席を賜りまして、誠にありがとうございます。本ワーキンググループはオンライン形式の開催となっています。本日の審議はYouTubeにてTeams会議の映像をライブ配信しています。また、オンライン形式での開催にあたりまして、通信環境の負荷低減のため、委員の皆様におかれましては、ご発言の際を除きまして、カメラをオフ、マイクをミュートに設定してもらうよう協力願います。

本日25名中21名の委員の皆様にご参加いただいています。定足数に達しているため、会議を有効に進めてまいりたいと思います。

本ワーキンググループ開催に先立ちまして、審議会の新たな立ち上げ等についてご案内します。経済産業省では、ご案内の通り、資源自立経済の確立に向けて、本年の3月に成長志向型の資源自律経済戦略を策定しました。当該戦略を踏まえた具体的な政策を検討するにあたり、各分野の関係者の取組や課題について広く聴取をするとともに、有識者の皆様の専門的な見地からの意見を得つつ、今後のサーキュラーエコノミー実現に向けた方策を審議するために、産業技術環境分科会の下に設置されておりました廃棄物・リサイクル小委員会を一旦廃止し、新たに資源循環経済小委員会を設置、今月20日に第一回会合を開催しました。当該小委員会において、各ワーキンググループについても議論いただき、容器包装リサイクルワーキングについても承認いただきました。資料1に委員のお名前を記載していますが、記載の委員の皆様において、本ワーキングでの調査、審議を進めていただきたいと考えています。基本的には従前のワーキングの委員構成を引き継いでいますが、他方、組織側で人事異動等があったということで新たに五名の委員にご就任いただいています。新たに就任いただいた皆様については、簡単に一言ずつ自己紹介をお願いします。大角委員、金澤委員、佐藤委員、高橋委員、山崎委員の順をお願いします。それでは大角委員よろしくをお願いします。

○大角委員 一般財団法人食品産業センター専務理事の大角と申します。どうぞよろしくお願い申し上げます。

○田中課長 ありがとうございます。続きまして金澤委員よろしく申し上げます。

○金澤委員 全国都市清掃会議の金澤と申します。どうぞよろしくお願ひ申し上げます。

○田中課長 ありがとうございます。続きまして佐藤委員よろしく申し上げます。

○佐藤委員 PETボトルリサイクル推進協議会会長の佐藤と申します。どうぞよろしくお願ひ申し上げます。

○田中課長 ありがとうございます。続きまして高橋委員よろしく申し上げます。

○高橋委員 スチール缶リサイクル協会の高橋と申します。本年6月より当会の専務理事を務めさせていただいています。よろしくお願ひ申し上げます。

○田中課長 ありがとうございます。最後に山崎委員よろしくお願ひ申し上げます。

○山崎委員 主婦連合会の山崎と申します。どうぞよろしくお願ひ申し上げます。

○田中課長 ありがとうございます。以上、新任の皆様方にご挨拶を頂きました。それでは議事に移ります。はじめに、座長の互選に移ります。ワーキンググループの座長については、通例、委員の皆様による互選で選任しています。互選に当たり、事務局からは、昨年度のワーキングで座長を務めていただいたほか、日本容器包装リサイクル協会の評議員を務めていただいている杏林大学の斉藤委員を座長として推薦したいと思ひます。ご異議等ございませんでしょうか。

○一同 異議なし。

○田中課長 ありがとうございます。それでは、異議なしと認めます。斉藤委員に座長をお願ひします。それでは以降の進行は斉藤座長よりお願ひします。

○ 斉藤座長 杏林大学の斉藤崇と申します。どうぞよろしくお願ひします。本ワーキンググループの座長を務めさせていただくことになりました。円滑な進行を務めてまいります。それでは、議事を次第に沿って進めます。議題2容器包装リサイクル法の再商品化義務量算定に係る量、比率等について、まずは、前回の会合であったコメントのうち、市町村の独自処理予定量の取扱いについて、事務局から説明があります。それでは中川さんよろしくお願ひします。

○中川課長補佐 経済産業省の中川です。資料2に基づき、市町村による独自処理予定量の取扱いについてご説明いたします。資料2ページをご覧ください。昨年度9月に開催したワーキンググループにおいて、委員からあった指摘を記載しています。中央の表にある通り、紙製容器包装の再商品化義務総量を求める際に、分別収集見込総量から市町村独自処理予定量

を差し引くという記載がありました。この点について、他の容器包装についても同じく差し引かないのかというご指摘がありました。対応方針としましては、委員からのご指摘を踏まえ、他の容器包装につきましても、分別収集見込総量から市町村の独自処理予定量を差し引いたものと、再商品化見込量を比較し、いずれか少ない量を基礎として再商品化義務総量を算定することとしたいと考えています。この点について、分析結果を紹介します。3ページをご覧ください。こちらに、容リ協が公表している令和元年度から令和4年度までの引取実績と、再商品化見込量、分別収集見込総量、市町村による独自処理予定量を列記しています。例えば令和元年度のガラスびん無色を見ると、再商品化見込量が17万6千t、分別収集見込総量が31万4千tとなります。これまでは再商品化見込総量と分別収集見込総量とで少ない方を基礎とし、再商品化義務総量を算定していましたが、分別収集見込総量から独自処理予定量を差し引いた値を④に記載しています、11万4千tと再商品化見込総量を比較し、どちらが協会の引取実績の値に近くなるのかを検討しました。協会の引取実績は98,000tであるため、市町村による独自処理予定量を差し引いた方がより一層、引取実績に近づく結果が得られています。この分析を同じく令和元年の他の容器包装、ないしは令和2年度から令和4年度についても実施したところ、再商品化見込量（①）と分別収集見込総量から独自処理予定量を差し引いた値（④）とを比較した結果、①と④のいずれか少ない方の値が協会の引き取り実績により近い値になるものが多かったことから、分別収集見込少量から独自処理予定量を差し引くことは合理的と考えます。こういった検証を踏まえ、今後の量、比率の審議でご提示する再商品化義務総量については、紙製容器包装のみならず、他の容器包装についても市町村の独自処理予定を差し引く形で提示したいと考えます。説明は以上です。

○斉藤座長 ご説明ありがとうございました。ただいまの説明内容についてご質問、ご意見等ありましたら、挙手をお願いします。

○中川課長補佐 経済産業省の中川です。本日ご欠席の日本商工会議所の山下委員から、書面でご意見をいただいていますので、内容を読み上げます。1点目です。今回資料で提示された対応方針案に記載のとおり、紙製以外の容器包装についても分別収集見込総量から市町村の独自処理予定量を差し引くことに異論ない。2点目。今回の対応により、委託単価の上昇が見込まれる。事業者の適正なコスト負担の観点から、ただ乗り事業者の問題に対しては、引き続き国による厳正な指導対応をお願いしたい。以上です。

○斉藤座長 ありがとうございます。他に何かご質問、ご意見がありましたら挙手ボタンをお願いします。後ほど議論予定の資料3の内容に関わります。何かご不明点があれば、挙手してください。いかがでしょうか。ないようですので、先ほど山下委員から書面でご指摘があった点について、事務局から回答をお願いします。

○中川課長補佐 今回ご指摘の1件目については、私どもの趣旨に賛同いただき、ありがとうございます。2件目のただ乗り事業者対策については、指定法人与コミュニケーションをとりながら、対策を講じていきたいと考えています。

○斉藤座長 ありがとうございます。その他よろしいでしょうか。それでは、本日事務局から提示があった市町村の独自処理予定量の取り扱いについて、以後の審議でこのまま使用したいと思います。それでは引き続き、資料3について説明をお願いします。

○中川課長補佐 経済産業省の中川です。資料3に基づき、再商品化義務量の算定に係る量、比率等について説明します。容器包装リサイクル法第11条から13条の規定に基づき、特定事業者に対し、毎年度自らが利用製造もしくは輸入した容器包装の量に応じて、再商品化の義務量を算定し、義務量分の再商品化を義務付けています。義務量の算定にあたって必要となる量、それから比率については、資料中AからGに記載しているパラメータがあり、パラメータは主務大臣が別途定めるといったことが法令上規定されています。AからGの数値に関しては、なお書きのところに記載していますが、農水省と経済産業省が毎年度実施している容器包装利用製造等実態調査、これは特定事業者に対して、排出見込量等を把握するアンケート調査です。この実態調査と、環境省が実施している容器包装廃棄物分類調査、これは特定の市町村のバールを開封して、廃棄物の組成を分析するという調査であり、これら2つの調査を行っています。前者の実態調査については、容器包装を利用製造している、もしくは利用製造の可能性がある業種として、製造業、卸売業、小売業、外食業、農業、漁業といった業界を選定し、事業者を無作為に抽出してアンケート調査を実施しています。今年度はおよそ3万5千社に調査票を発送し、約1万8千者から回答を得ています。回収率としては約50%を超えています。また、環境省が実施している分類調査では、国内の中核市3市、一般市5市、計8都市を調査対象とし、廃棄物の組成割合を分析しています。バールの中に含まれている廃棄物の種類やラベルから判断される用途、業種、商品といったものを分析し、排出量を推定するといった方法です。

続きまして資料2ページをご覧ください。再商品化義務量の算定方法の概略です。本日ご審議いただきたい量、比率については、資料中、ローマ数字Ⅰ水色の枠の中にピンク色で書いています箇所に特定事業者責任比率、再商品化義務総量、特定容器比率、業界別比率、業種別特定容器利用事業者比率があります。それから資料右側のローマ数字Ⅱのところから事業系比率があり、資料右下のローマ数字Ⅲに書いている業種全体の容器包装廃棄物の排出見込量の7項目となります。業種区分ごとの再商品化義務量の算定プロセスですが、再商品化義務の対象となっているガラスびんにつきましては無色、茶色、その他の色といったように、色別で3種類に分かれています。それに加え、ペットボトル、紙製容器包装、それからプラスチック製容器包装を加えた6品目について、環境大臣が定める分別収集見込総量から市町村による独自処理予定量を控除した値に特定事業者責任比率を掛け合わせた値と主務大臣が定める再商品化見込量に特定事業者責任比率を掛け合わせた値を比較し、小さい方を再商品化義務総量と定義します。容器包装ごとに再商品化義務総量を算出した後、容器包装ごとに排出見込量をベースとして、容器が占める割合を示す特定容器比率、それから容器ごとの排出量に占める業種別の比率、それから特定容器ごと、業種別に利用する事業者の比率を示す利用事業者比率を掛け算していくことによって、細かく業種区分ごとの再商品化義務量を算定しています。業種区分ごとの再商品化義務量に、会社ごとに排出見込量をベースとした業界におけるシェア、ローマ数字のⅡ÷Ⅲで算出されますが、このシェアを掛け算することによって、会社の再商品化義務量が算定されます。

次のページから、個別の比率について説明します。まず、特定事業者責任比率の算定方法について説明します。3ページをご覧ください。容リ法では、小規模事業者、製造業であれ

ば、売上として2億4,000万円以下であって、かつ従業員20名以下、サービス業であれば、売上げが7,000万円以下であって、従業員の5名以下の事業者には、再商品化の義務は課されていません。一方で、市町村が分別回収する廃棄物の中には、当然そういった事業者が利用製造等した容器包装も含まれています。そこで、特定事業者が再商品化すべき負担割合を特定事業者責任比率として算出をする必要があります。この比率の算出にあたっては、実態調査を基に、特定事業者が市場に投入した容器包装のうち、消費者から排出されると見込まれる量と小規模事業者が市場に投入した、消費者から排出されると見込まれる量の合算値のうち、特定事業者由来の容器包装廃棄物が占める割合を算出します。また、分類調査についても同様に割合を算出し、これらの2つ調査から算出された割合を、容器包装種類ごとに平均を取り、さらに、昨年度の調査結果の値と2年の移動平均を取った値を特定事業者責任比率として算出しています。その結果が表1-1です。昨年度からの変動箇所としては、無色のガラスびんの特定事業者責任比率です。1ポイント減少し、95%という結果となっています。その他は前年度と同様の結果です。

資料4ページをご覧ください。こちらが再商品化義務総量になります。表中①が分別見込総量になりますが、この数字は市町村が作成している分別収集計画に記載されている特定分別基準適合物ごとの分別収集見込量を合算した数値になっています。分別収集計画は、昨年度策定されていますが、容リ法第8条の規定に基づき、市町村ごとに3年ごと、5年を1期として計画が策定されています。今回示している量は、昨年度を始期とした計画のうち、令和6年度の値を適用しています。また、今回から分別収集見込総量から差し引くことになった市町村による独自処理予定量についても、同じく分別収集計画の方に記載されており、そちらの令和6年度の値を適用しています。

同表の右側、イの再商品化見込量は容リ法第7条の規定に基づき、主務大臣が3年ごとに5年を1期とする再商品化計画を策定することとなっています。こちらについても、昨年度を始期とする計画として策定しており、表には令和6年度の値を適用しています。先ほどの資料2で確認いただいた方針に従って、分別収集見込総量（ア-①）から市町村の独自処理予定量を控除した値を、ア-②に記載しています。このア-②と、イのいずれが少ない方に特定事業者責任比率を掛け算したものを、今回から特定分別基準適合物ごとの再商品化義務総量として列記しています。

続きまして、特定容器比率の値についても、先程の特定事業者責任比率と同様の考え方にに基づき、2つの調査の結果の2か年移動平均をとることによって、数字を出しています。こちらの数字は、おおむね昨年と同程度の結果となっています。

続いて、業種別比率についてご説明します。資料5ページの表3をご覧ください。業種別比率についても、責任比率、容器比率と同様の考え方で算出しています。表中において、各セルの中の括弧書きが昨年度の比率であり、括弧書きのないところが今年度の数字になっています。こちらの表につきましては、昨年度から比較的大きく変化した項目についてかいつまんでご説明します。

1つ目がガラスびん茶色の清涼飲料です。こちらは46.83から48.29へおよそ1.7ポイント増加しています。実態調査、分類調査のいずれも増加という結果が得られており、その結果が表れた変化と理解しています。他のガラスびん、ペットボトルについては、大きな変化はありません。

次に資料6ページをご覧ください。6ページは紙製容器とプラスチック製容器の業種別比率です。紙製容器については、食料品製造業において1.8ポイントほど減少しています。実態

調査では、一部の利用事業者から排出見込量増加の回答がありましたが、分類調査の減少が大きかったため、2つの調査結果を平均して算出したところ、業種別比率としては減少しました。プラスチック製容器も同じく、食品品製造業で3ポイントほど減少しています。こちらについては、実態調査、分類調査いずれにおいても減少という結果が得られております。プラスチック製容器のうち、小売業は3ポイントほど増加しています。実態調査はほぼ横ばいの結果であった一方で、分類調査で大幅に増加した結果に牽引される形で、比率は増加しています。

続きまして7ページをご覧ください。こちらは業種別特定容器利用事業者比率の算出です。ここまでは排出見込量をベースとした比率として計算してきましたが、この項目は、特定容器を利用した商品の販売額と、特定容器の販売額の比率によって算出しています。大きく数値が変化した部分は、ガラスびんのその他の色の清涼飲料です。利用で比率が2ポイントほど減少しています。理由としては、製造事業者の販売額が横ばいでしたが、利用事業者の販売額が減少しているためです。同じくガラスびんその他の色の化粧品で、2.5ポイントほど下落しています。こちらは、利用事業者の販売額に大きな変動はない一方で、製造事業者の販売額が昨年度と比較して増加したことが数字に現れています。ガラスびんとペットボトルについては以上です。

次に8ページ目をご覧ください。紙製容器とプラスチックの比率は特に大きな差は生じていません。

ここまで2ページに記載の算出フローのうち、(I)のAからEまでのパラメータの算出方法と数値に変化が出た箇所について紹介しました。これらの数値を掛け合わせることで、業種区別の再商品化義務量が算定されます。この後、右側の分数について紹介します。

まず、分子の部分、(II)緑色の部分については、排出見込量を各特定事業者実際に申告していただくのですが、排出見込量の算出方法として、容り法上、自主算定方式と簡易算定方式という2種類が用意されています。原則、自主算定方式の採用をお願いしていますが、各特定事業者のうち、販売する商品に用いる、もしくは製造する容器包装の量から自らまたは他社に委託して回収する量と、事業用として用いる部分、つまり他の容器包装廃棄物として家庭用から排出されない量、これを帳簿上で量として管理できている事業者には、自主算定方式を採用してもらっています。ただし、事業活動で用いられ、家庭向けに排出されなくなる量を把握することが困難なケースも容り法では想定しており、その場合には簡易算定方式を取ることを認めています。簡易算定方式では、家庭向けに排出されると見込まれる量を簡易的に算定するために、事業系比率を主務大臣が業種区分ごとに定めています。事業系比率は9ページ、10ページに記載しています。先ほどご説明した通り、基本的には自主算定方式を推奨するといった観点から、自主算定方式において、数値は5%単位で切り下げています。つまり、自主算定方式をとる方が数値的にはインセンティブがあります。資料中、一部、0と記載している部分がありますが、こちらは完全に事業系がないというわけではなく、5%未満であることを示しています。

最後に業種全体の容器包装廃棄物の排出見込量をお示しします。資料11ページをご覧ください。業種全体の容器包装廃棄物の排出見込量についても、特定事業者責任比率から業種別比率までの排出見込量ベースで算出していたものと同様に、実態調査、分類調査において排出見込量をベースに算定し、2つの調査の平均、さらには2か年移動平均を取った数字を列挙しています。この表についても、大きい変化があった項目について説明します。まず1つ目は、ガラスびん茶色の製造のうち、清涼飲料で、およそ1万7千t減少しています。こちら

は、1昨年度の分類調査において、排出見込量が相当程度大きかったことに起因しています。2か年平均を取りますので、本年、2か年平均から1昨年度調査の排出見込量が算定から外れ、排出見込量が減少しました。また、一部の製造事業者から減産の回答が実態調査で得られており、これらの要因が合わさって、排出見込量として大きく減少していると考えています。

次にペットボトルの利用のうち、清涼飲料については2万t程度増加しています。3年連続で実態調査、分類調査共に、排出見込量が増加するという結果が得られており、その結果が表れたと考えています。

続いて12ページをご覧ください。こちらがプラスチックと紙製容器になりますが、特にプラスチック製容器の利用、食品製造業の部分で、大きな変動があります。今年度の実態調査では増加の回答が複数あった一方で、分類調査において実態調査の増加分を大幅に超えるような減少が見られました。結果として排出見込量としては、全体としておよそ3万5千tの減少となっています。同じく、プラスチック製容器の小売業、利用事業者について、実態調査は横ばいの結果でしたが、分類調査では急増するという結果が表れており、排出見込量が大幅に増加しています。製造事業者については、製造事業者の半数から、排出見込量は減少するという回答が実態調査において得られたこともあり、2万t程度の減少となっています。

この資料の説明は以上です。

○斉藤座長 ご説明どうもありがとうございました。資料3における算出方法に関して、あるいは表1から表6までの各数字のうち、特に数字の変動が大きかった点について、数値の変化の背景に関する説明でした。それでは今の説明内容に関して、質問、意見等ある場合は挙手をお願いします。それでは、田中委員、よろしくをお願いします。

○田中委員 ガラスびん3R促進協議会の田中です。ご説明ありがとうございました。それぞれの数値については、調査結果や算出のルールに則って算出したものであるため、意見はありません。ただし、それぞれの数値を元にして、容リ協への再商品化実施委託料算定のための係数が算出されるため、その観点から意見並びに要望を申し上げます。再商品化義務総量は、従来は環境大臣が定める分別収集見込総量か主務大臣が定める再商品化見込量のいずれか少ない量から算出されていましたが、先程の審議の結果、今般、環境大臣が定める分別収集見込総量から市町村の独自処理予定量を控除した値に変更されました。分別見込総量は容リ協に引き渡される数量ベースに近づいたと理解しています。

そこで、再商品化義務量の算定にかかる量、比率を基に、容リ協への再商品化委託料を算定する際に使用する算定係数を試算しました。独自処理予定量を控除した後の数値であっても、特定利用事業者のガラスびんのその他の色について、自主算定方式では全業種、簡易算定方式でも半数の3業種が係数1を超えています。算定係数が1を超えることは特定事業者に自らの容器包装廃棄物排出量以上の再商品化義務を負担させることを意味します。これは容器包装リサイクル制度の趣旨に沿う状態ではないと考えています。この要因として大きく2つ考えられます。一昨年度までは主務大臣が定める再商品化見込量が、環境大臣の定める分別収集見込総量よりも少なかったために、主務大臣が定める再商品化見込量が現実的な再商品化義務総量の算定に寄与していたということがあったと思います。昨年度制定された容器包装に係る分別収集および再商品化の促進等に関する法律第七条第一項の規定に基づく、令和五年度以降の5年間についての分別基準適合物再商品化に関する計画を定める告示のガラ

スびんのその他の色の再商品化見込み量は著しく過大であり、適切な再商品化義務総量の算定に寄与しなくなったことが原因の1つ目と考えます。2つ目はガラスびんその他の色の環境大臣が定める分別収集見込総量が、特定事業者の容器包装廃棄物排出量よりも著しく過大であるためと考えます。これは自治体のガラスびんの色選別精度の低さに起因すると推察します。つまりその他の色にガラスびん無色や茶色が混入している可能性が高いということです。容り制度では、その他の色とは無色と茶色以外の色を指しており、様々な色が混入していても構わないというわけではありません。つまり無色と茶色の混入を認めていないということです。ついては、再商品化義務総量算定のために分別基準適合物の再商品化に関する計画を定める告示のガラスびんその他の色の再商品化見込量を修正すること、並びに根本的な問題である自治体におけるその他の色への無色・茶色の混入について、状況把握と適切な色選別及び精度の向上を要望します。また冒頭、大下委員の意見にもありましたが、実際、容り協への再商品化実施委託契約を結ぶにあたり、再商品化委託単価を算定するわけですが、市町村からの引取量の見込に再商品化委託費用をかけて、協会経費を足したものが分子になっており、これを特定事業者の申し込み量で割って単価を算出します。ガラスびんその他の色につきましては、ここ数年来、市町村の引取見込量の方が特定事業者の申し込み量を上回る数量になっています。これが、ガラスびんその他の色の委託単価が過大になっている要因の1つと考えます。これには2つの理由があって、1つは先ほどと同様、色選別の精度の問題、もう1つは分母である特定事業者について、ただ乗り事業者が存在していることです。申込の無いただ乗り事業者については、所轄官庁から指導されることを要請します。

○斉藤座長 ありがとうございます。田中委員の発言に対し、事務局から回答をお願いします

○中川課長補佐 経済産業省の中川です。コメントありがとうございます。意見の1つ目としては、再商品化計画のうち、分別収集見込量の数字については、昨年度議論・審議した通り、ガラスびんに限って言えば、再生処理事業者の実際の破碎能力とカレット利用事業者の受け入れ量から調査しており、両事業者から前回の調査結果を踏まえ、今後、カレット利用事業者のガラスの取り扱いが増加する見込であると回答を受け、計画を作成しています。こういった調査を行った上で計画を作成していますが、田中委員の指摘事項は今後、計画を作る際のヒントであると理解しました。次回の計画を作る際に議論したいと考えています。

再商品化委託単価については、指定法人である容り協が算出していますが、分母の数値につきまして、指摘のあったただ乗り事業者の分も本来は算入されるべきです。この点については、我々も、ただ乗り事業者対策として、経済産業局と連携して、特定事業者と思われる事業者に働きかけを行っています。草の根活動的な活動ではありますが、地道に働きかけるほかないと考えますので、引き続き、ただ乗り事業者の数を減少させるべく、働きかけに取り組みます。

○田中委員 もう1点指摘したのは、環境大臣が定める分別収集見込総量のうち、ガラスびんその他の色について、特定事業者の数量と自治体の分別収集見込総量との間にかなり乖離があるという点です。特定事業者の排出見込量の方が少ないことの背景には、自治体の色選別の精度の問題があるので、繰り返しですが、本件について実態把握と色選別精度の向上を要望します。

○中川課長補佐 ありがとうございます。その点につきましては、環境省などとも連携して、何ができるかを検討します。

○斉藤座長 田中委員、今のご回答でよろしいでしょうか？

○田中委員 はい、結構です。

○斉藤座長 ありがとうございます。それでは大角委員、お願いします。

○大角委員 食品産業センターの大角です。意見ですが、先ほどの説明にあった実態調査について、各業種の中から無作為で抽出して発送しているということですが、実際のところ、規模別にある程度分類した上での無作為の抽出だと推察します。また、この場合、アンケート結果に基づき、何らかの取扱量などをベースに、拡大推計していると推察します。これら、アンケート発送先の抽出方法及び拡大推計は、数字に一定の影響を及ぼしますので、発送先抽出の際のサンプリングの考え方なり、拡大推計時の異常値の除外なり、より一層慎重な取り扱いを要望します。

○斉藤座長 ありがとうございます。ただいまの大角委員のご意見に関して回答をお願いします。

○中川課長補佐 中川です。コメントありがとうございます。無作為抽出時の抽出方法や拡大推計について指摘の通りです。それらが数字に幾らかの影響を与えていることも理解しています。どのようにサンプリングするかについては、毎回検討はしていますが、今後の調査の際にも、数字への影響が極力ないように検討したいと考えます。また、異常値の排除についても同様で、アンケートで異常値が出た場合、疑義照会かけた上で、明らかに異常の値については適切に捕捉していますが引き続き、同様の取り組みを続けます。

○斉藤座長 ありがとうございます。大角委員、よろしいですか。

○大角委員 ありがとうございます。

○斉藤座長 ありがとうございます。小山委員、お願いします。

○小山委員 小山です。業種別特定容器利用事業者比率の表の4の算出方法ですが、利用者と製造者の比率は11ページの当該業種全体の廃棄物の排出見込量の比率と同一ではないのですか。何によってこの比率が掲載されているのか教えてください。

○中川課長補佐 経済産業省の中川です。参考資料1の第1章に算定方法を記載しています。参考資料1の14ページをご覧ください。算定結果の欄にポンチ絵を記載していますが、販売額の割合と排出量の比率を算出して計算しています。

○小山委員 リサイクルする量に対して、我々は責任を負担していると考えていましたが、量ではなく、販売額に対しての比率が正でしょうか。

○中川課長補佐 皆さんに負担をお願いする排出見込み量について、利用事業者と製造事業者でどの割合で再商品化義務量を按分するかについては、販売額で比率を求めています。

○小山委員 ありがとうございます。

○斉藤座長 他にご質問等あればお願いします。今回の審議は議題2 1の1から6まででしたが、特段大きな反対意見がなかったため、本日事務局から提案があった量・比率に関して、ワーキンググループの了承事項として取り扱ってよろしいでしょうか。

○一同 異議なし。

○斉藤座長 ありがとうございます。それでは最後に、事務局から何か連絡等あればお願いします。

○田中課長 皆さま、本日は闊達なご審議をありがとうございました。先程、小山委員から指摘があった点は、そもそもの制度の立てつけの部分だと思いますので、別途、担当のほうから説明します。議事録、議事要旨につきましては、事務局で取りまとめ、皆様に確認いただいたのち、ホームページに掲載します。事務局からは以上です。

○斉藤座長 それでは以上もちまして、本日の議事を終了します。本日はどうもありがとうございました。

以上